

2024年9月期 中間決算短信〔日本基準〕(非連結)

2024年5月13日

上場会社名 WizBiz株式会社 上場取引所 東
コード番号 5866 URL http://wizbiz.co.jp
代表者(役職名) 代表取締役社長 (氏名) 新谷 哲
問合せ先責任者(役職名) 取締役管理部長 (氏名) 永田 浩 (TEL)03(6809)3845
中間発行者情報提出予定日 2024年6月27日 配当支払開始予定日 —
中間決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
中間決算説明会開催の有無 : 有・無

(百万円未満切捨て)

1. 2024年9月期中間期の業績(2023年10月1日~2024年3月31日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2024年9月期中間期	111	△22.8	△26	—	△27	—	△30	—
2023年9月期中間期	144	—	16	—	16	—	10	—

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
2024年9月期中間期	△57.64	—
2023年9月期中間期	19.55	—

- (注) 1. 当社、2022年9月期中間期については中間財務諸表を作成していないため、2023年9月期中間期の対前年同期増減率については記載しておりません。
2. 当社は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが2023年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。
3. 2024年9月期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
4. 2023年9月期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2024年9月期中間期	143	51	36.3	97.02
2023年9月期	180	82	45.8	154.66

(参考) 自己資本 2024年9月期中間期 51百万円 2023年9月期 82百万円

2. 配当の状況

	年間配当金		
	中間期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭
2023年9月期	0.00	0.00	0.00
2024年9月期	0.00	—	—
2024年9月期(予想)	—	—	—

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

3. 2024年9月期の業績予想（2023年10月1日～2024年9月30日）

（%表示は、対前期増減率）

通 期	売 上 高		営 業 利 益		経 常 利 益		当 期 純 利 益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
	237	△16.1	△26	—	△27	—	△27	—	△51.74

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有・無

※ 注記事項

（1）中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・無

③ 会計上の見積りの変更 : 有・無

④ 修正再表示 : 有・無

（3）発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）

2024年9月期中間期	535,800株	2023年9月期	535,800株
-------------	----------	----------	----------

② 期末自己株式数

2024年9月期中間期	—株	2023年9月期	—株
-------------	----	----------	----

③ 期中平均株式数（中間期）

2024年9月期中間期	535,800株	2023年9月期中間期	533,100株
-------------	----------	-------------	----------

※ 中間決算短信は公認会計士又は監査法人の中間監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 当中間決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する定性的情報	2
(2) 財政状態に関する定性的情報	2
(3) 業績予想に関する定性的情報	3
2. 中間財務諸表及び主な注記	4
(1) 中間貸借対照表	4
(2) 中間損益計算書	6
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	7
(4) 中間財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(セグメント情報等)	8
(重要な後発事象)	8

1. 当中間決算に関する定性的情報

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する定性的情報

当中間会計期間(2023年10月1日から2024年3月31日まで)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う社会経済活動の正常化が一段と進み、経済活動は緩やかな回復基調が続いております。一方、世界経済は長引くインフレと金融引き締めの継続、中国経済の成長鈍化、中東での地政学的な緊張も加わり先行きは不透明な状況となっております。

このような経済情勢のもと、当社は価値ある事業機会を創り出すネットワークを構築・運営するとともに、社会により良い製品、より充実したサービスを、より安価に提供できる“経営者向け総合スーパー”の構築を目指して、ウェブメディアを運営しております。

成功報酬広告においては、資料請求メディア「WizBiz資料ダウンロード」サイトを2023年8月にリリースし、資料ダウンロードによるリード獲得支援サービスは順調に推移したものの、セミナー集客支援サービスは、競合の増加の影響により売上高は減少しております。

通常広告においては、国の行政機関(官公庁)と中小企業との官公需取引を支援する冊子「調達企業一覧」の北海道東北版、関東版をそれぞれ発刊しました。本冊子はコロナ禍においては経済の景気変動に関わらず安定した取引を模索する企業ニーズの高まりから拡大が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症が収束し、経済活動の回復が進む中であっては訴求力が低下し、売上高は減少しました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は、111,989千円(前年同期比22.8%減)、営業損失は26,670千円(前年同期は営業利益16,338千円)、経常損失は27,236千円(前年同期は経常利益16,157千円)となりました。また、繰延税金資産の取崩しに伴う法人税等調整額を3,501千円計上し、中間純損失は30,882千円(前年同期は中間純利益10,424千円)となりました。

なお、当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 財政状態に関する定性的情報

①資産、負債及び純資産の状況

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は126,823千円となり、前事業年度末と比較して32,086千円減少しております。これは主に、現金及び預金が33,293千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は16,343千円となり、前事業年度末と比較して5,553千円減少しております。これは繰延税金資産が3,501千円、ソフトウェアが1,890千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は36,197千円となり、前事業年度末に比べ1,536千円減少となりました。これは、未払金が2,988千円増加した一方、前受金が4,744千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は54,985千円となり、前事業年度末と比較して5,220千円減少しております。これは長期借入金の減少によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の額は51,983千円となり、前事業年度末に比べ30,882千円減少となりました。これは中間純損失30,882千円を計上したことによるものです。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ33,293千円減少し、101,288千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において営業活動による資金の減少は28,085千円となりました。これは主に、売上債権の減少4,707千円、減価償却費2,350千円があったものの、税引前中間純損失27,236千円、その他流動資産の増加5,907千円、その他流動負債の減少1,197千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において投資活動による資金の増加は11千円となりました。これは無形固定資産の取得による支出150千円があったものの、長期前払費用の減少161千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間において財務活動による資金の減少は5,220千円となりました。これは長期借入金の返済によるものです。

(3) 業績予想に関する定性的情報

2024年9月期の業績予想につきましては、2023年12月8日の「東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場に伴う当社決算情報等のお知らせ」で公表しました通期の業績予想の数値から変更を行っております。詳細につきましては、2024年5月13日付で公表致しました「2024年9月期通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 中間財務諸表及び主な注記

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	134,581	101,288
売掛金	21,434	16,727
貯蔵品	21	21
前払費用	2,904	8,475
貸倒引当金	△32	△25
その他	0	337
流動資産合計	158,909	126,823
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	14,440	12,550
無形固定資産合計	14,440	12,550
投資その他の資産		
投資有価証券	2,962	2,962
出資金	60	60
長期前払費用	821	659
差入保証金	110	110
繰延税金資産	3,501	—
投資その他の資産合計	7,455	3,792
固定資産合計	21,896	16,343
資産合計	180,806	143,167

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,571	2,381
一年内返済予定の長期借入金	10,714	10,714
未払金	7,638	10,627
未払法人税等	290	145
未払費用	4,135	3,694
前受金	8,241	3,497
預り金	3,375	5,083
未払消費税等	737	—
その他	30	55
流動負債合計	37,734	36,197
固定負債		
長期借入金	59,466	54,246
資産除去債務	739	739
固定負債合計	60,205	54,985
負債合計	97,940	91,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,974	41,974
資本剰余金		
資本準備金	32,974	32,974
その他資本剰余金	40,460	40,460
資本剰余金合計	73,434	73,434
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△32,542	△63,424
利益剰余金合計	△32,542	△63,424
株主資本合計	82,866	51,983
純資産合計	82,866	51,983
負債純資産合計	180,806	143,167

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
売上高	144,987	111,989
売上原価	35,161	32,847
売上総利益	109,826	79,141
販売費及び一般管理費	93,487	105,811
営業利益又は営業損失(△)	16,338	△26,670
営業外収益		
受取利息	0	0
受取手数料	1	13
貸倒引当金戻入益	—	7
雑収入	—	0
営業外収益合計	2	21
営業外費用		
支払利息	183	587
雑損失	—	0
営業外費用合計	183	587
経常利益又は経常損失(△)	16,157	△27,236
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	16,157	△27,236
法人税、住民税及び事業税	145	145
法人税等調整額	5,587	3,501
法人税等合計	5,732	3,646
中間純利益又は中間純損失(△)	10,424	△30,882

(3) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	16,157	△27,236
減価償却費	1,744	2,350
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2	△7
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△114	—
受取利息及び受取配当金	△0	△13
支払利息	183	587
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,320	4,707
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,404	△190
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△526	△5,907
その他流動負債の増減額	6,594	△1,197
その他	—	△310
小計	20,316	△27,217
利息及び配当金の受取額	0	13
利息の支払額	△183	△591
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,843	△28,085
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△141	—
無形固定資産の取得による支出	△1,320	△150
その他	△402	161
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,864	11
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△7,920	△5,220
株式の発行による収入	900	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,020	△5,220
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	10,959	△33,293
現金及び現金同等物の期首残高	163,100	134,581
現金及び現金同等物の中間期末残高	174,059	101,288

(4) 中間財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(ストックオプション(新株予約権)の発行)

当社は、2023年12月25日開催の第14回定時株主総会において承認されました「当社の取締役、使用人及びM&Aを実施する際の外部者に対する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」により、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして下記の内容の新株予約権(第9回新株予約権)を発行することを2024年5月13日開催の当社取締役会において決議しました。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の取締役及び従業員に対し新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の数

730 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式73,000株とし、下記(3)①により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は新株予約権1個当たり100株とする。ただし、本議案の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金300円とする。ただし、行使価額は以下の調整に服する。

i 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

ii 割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

iii さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2026年5月14日から2031年5月13日とする。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥ 新株予約権の取得条項

i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、下記⑨に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合又は当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当し本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は取締役会にて別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - iii 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は取締役会にて別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑦ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記③に定める行使期間の末日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - viii その他新株予約権の行使の条件
下記⑨に準じて決定する。
 - ix 新株予約権の取得事由及び条件
上記⑥に準じて決定する。

- x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- ⑨ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員若しくは外部者のうち取締役会で承認された者であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
 - ii 新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
 - iii その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、本新株予約権発行に係る株主総会決議及び新株予約権割当てに係る取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。
- (4) 新株予約権の割当日
- 2024年5月31日とする。
- (5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数
- | | | |
|--------|-----|------|
| 当社の取締役 | 4名 | 290個 |
| 当社の従業員 | 13名 | 440個 |